

令和6年宇部市二十歳のつどい実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、二十歳を迎えられた方を祝い励ますとともに、成人としての自覚と今後の積極的な社会参加を促すために実施する。

この実施要領は、「令和6年宇部市二十歳のつどい実施業務委託」の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定をするために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年宇部市二十歳のつどい実施業務

(2) 業務内容

「令和6年宇部市二十歳のつどい実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 委託金額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※会場使用料（標準設備利用料、冷暖房利用料、電気料）約100,000円を含む。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO法人及びその他の法人又はそれらの共同企業体であり、以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宇部市内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体又は宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 数百人規模のイベントの実績があるかもしくは実績があるもの（団体）が所属していること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

No.	項目	日程	備考
1	募集開始	令和5年6月15日（木）	市ウェブサイトに掲載
2	質問受付期間	令和5年6月15日（木） ～令和5年6月22日（木）午後5時まで	電子メールで受付
3	質問と回答の公表	令和5年6月26日（月）	市ウェブサイトに掲載

4	参加表明書等の提出期限	令和5年6月29日(木)午後5時まで	持参又は郵送
5	参加資格審査決定通知	令和5年6月30日(金)までに通知	電子メールで通知
6	企画提案書等の提出期限	令和5年7月13日(木)午後5時まで	持参又は郵送
7	審査 (プレゼンテーション)	令和5年7月26日(水)予定	
8	審査結果の通知発送	令和5年8月上旬予定	郵送で通知
9	契約締結	令和5年8月下旬予定	

5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式第1号】

(2) 提出期限

令和5年6月22日(木)午後5時までに必着とする。

(3) 提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

「12 事務局」へ提出

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月26日(月)を目途に提出された全ての質問とその回答をまとめて、宇部市ウェブサイトに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

6 参加表明書等の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の方法で必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	名称	様式、添付書類等
1	参加表明書	【様式第2号】
2	誓約書	【様式第3号】
3	応募者の概要に関する書類	【任意様式】 ・貴社の「会社案内」等での代用可。
4	市税の滞納がないことを証する証明	3カ月以内に取得したもの

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年6月29日(木)午後5時までに必着とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 提出先

「12 事務局」へ提出

7 参加資格審査結果通知

- (1) 参加資格確認結果通知は令和5年6月30日（金）までに通知
- (2) 前号の決定について、通知の日の翌日から起算して3日以内（土日祝日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。

8 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知にて資格を有した者は、次の方法で必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類を次の順序となるように並べたものを、1部ごとにクリップ等でまとめ、提出すること。

No.	名称	様式、添付書類等
1	企画提案届	【様式第4号】
2	企画提案書	【任意様式】 ・仕様書の業務内容に掲げる各事項の全てについて、具体的な提案を行うこと。 ・正本を除き、応募者を特定できる個人情報を記載しないこと。 ・用紙はA4判、横書き、文字サイズ11ポイント以上とする。 ※A3判用紙の資料を挿入する場合は、片面印刷（A4判2ページ分としてカウント）とし、A4判サイズに片袖折（Z折り）すること。
3	実施計画書	【様式第5号】及び【任意様式】 ・実施計画書（事業内容、全体スケジュール）、安全管理マニュアル及びその他必要な資料。
4	実施体制表	【様式第6号】 ・契約締結後における業務の実施体制（統括責任者及び担当者の氏名、経験年数及び担当業務）について記入すること。
5	見積書	【任意様式】 ・作業内容ごとの具体的な積算内訳を記載すること。 ・見積額は、消費税及び地方消費税を除く額とする。

(2) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本7部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること）

(3) 提出期限

令和5年7月13日（木）午後5時までに必着とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 提出先

「12 事務局」へ提出

9 選定方法

(1) 受託候補者の選考

「宇部市二十歳のつどい実施業務委託受託候補者選定委員会」を設置し、「11 選考審査基準」に基づき総合的に審査を行い、採点の合計により受託候補者を選定する。

(2) 審査

令和5年7月26日（水）（予定）に、書類及びプレゼンテーション等により総合的に審査を実施する。詳細については、応募者に別途通知する。

(3) 受託者の決定・契約締結

市と受託候補者で、事業内容の詳細について協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、契約を締結する。

なお、契約の締結にあたっては、宇部市財務規則第98条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となる。ただし、同規則第99条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する際には、参加辞退届【様式第7号】を提出すること。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 見積額が委託料上限額を超えている場合

エ プレゼンテーションに参加しなかった場合

オ 選定の公平性を害する行為があった場合

カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 選考審査基準

配点表

審査項目	配点
1 基本コンセプト	30 点
ア 企画提案にあたり、業務の目的や内容を十分理解し、意欲が見られるか。	10 点
イ 実施要領や仕様書に沿った内容となっているか。	10 点
ウ 実施スケジュールは適切であるか。	10 点
2 式典・企画の内容	40 点
ア 式典等の企画・運営方法は適切であるか。	10 点
イ 式典等の企画は、デジタル技術を活用したものとなっており、式典は時間内（1時間程度）に実施できる内容のものとなっているか。	10 点
ウ 式典等の企画は、参加者が成人となった自覚を持てるものとなっているか。 また、宇部で生まれ育ってよかったと感じることができ、久しぶりに再会した同級生と一緒に楽しめるものとなっているか。	10 点
エ 式典等の企画は、性別や服装に関係なく、参加者が楽しめるものとなっているか。	10 点
3 会場内外の整理・誘導・警備計画	10 点
業務を安全に進めるために適切な人員が配置され、効果的な整理・誘導・警備計画や連絡体制の確保ができているか。	10 点
4 業務実施体制・業務実績	10 点
ア 統括責任者や担当者が明確化され、業務を円滑に遂行できる体制となっているか。また、本市との連絡・調整が速やかに行える体制であるか。	5 点
イ 本業務と同規模の業務の実績があり、企画力を活かした成果を挙げているか。	5 点
5 見積書	10 点
見積書は具体的に記載され、金額は企画の内容に対して適切であるか。	10 点
合計	100 点

12 事務局

宇部市教育委員会事務局 社会教育課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 本庁舎4階

電話：0836-37-2780 ファックス：0836-22-6066

メールアドレス：ed-shakai@city.ube.yamaguchi.jp